

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年4月24日
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 大寛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長山本大寛は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当社の第62期事業年度（自平成26年2月1日 至平成27年1月31日）の末日である平成27年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社2社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の3分の2を超えている2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成27年2月に当社の一部の営業部門において、仕入取引先との間で仕入に関する不適切な取引が存在することが判明いたしました。

当社では各営業部署へ営業活動に関わる決裁権限を委譲しており、各部署は商品企画から、仕入、販売、入出荷や在庫の管理までの営業活動を一貫して行なっております。この組織形態はD I V（ディビジョン）制と呼んでおり、当該部署の責任者であるD I V長には、権限を委譲する一方、担当部署の業務全般が内部統制のルールに沿って正しく行なわれているかを自らチェック・確認して決裁を行う責務を負わせており、内部統制上重要な位置付けを持たせております。

しかしながら今回、一部のD I Vにおいて一部の仕入先に対し、仕入価格の調整などの条件交渉により予算の達成を図っていたことが調査の結果判明し、また当該取引の内容をチェック・確認し正しく是正すべきD I V長がその責務を果たしていなかったことや、なかにはD I V長自ら指示していた事案も判明しました。

いずれの取引も、仕入先との合意の下に行われており、法的には問題のない契約として有効に成立しているものの、D I V長への過度な権限の集中により決裁を行なう際のチェック・確認が不十分になっており、全社的な内部統制におけるコンプライアンスの徹底、人事制度、D I V長を監督するモニタリング機能、業務プロセスにおける仕入決裁権者の承認プロセスに不備があり、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備であると判断いたしました。

当事業年度末日までにこれらの不備が是正されなかった理由は、内部統制の不備の特定が当事業年度日以降になったことから、当事業年度末日までに是正措置が完了できなかったためであります。

当社グループは財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、再発防止に向けて以下の事項に取り組んでまいります。

- 1．内部監査室の強化により業務監査の充実に取り組む。
- 2．仕入・在庫・販売を統括して管理する新組織を新設し、モニタリング機能の充実を図る。
- 3．コンプライアンス教育の充実を図る。
- 4．人事ローテーション・報酬制度等の人事制度の見直しを行う。

また、全社的な内部統制及び業務プロセスの再構築を実施し、翌事業年度においては適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、社内調査の結果特定され、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。